

2011年度（平成23年度）不祥事防止校内委員会年間活動計画

（福山市立道上）小学校

【年間活動計画】

月	活動内容（■は研修内容）
4	○服務規律の確保について校内研修の内容と進め方の確認 ●服務規律の確保について■情報公開 ■個人情報■著作権■セクシャルハラスメント■ごみの減量化■報道対応■接遇■感染症対策■教職員の選挙運動等の制限について■学校諸費会計
5	●服務規律の確保について■個人情報■児童生徒の安全確保■児童虐待■体罰
6	●服務規律の確保について■個人情報■コンピュータ関係■食中毒■児童虐待■体罰■台風などに伴う警報発令時対応■接遇■教職員の選挙運動等の制限について■光化学オキシダント発生時の対応
7	●服務規律の確保について■個人情報■不審者対応
8	●服務規律の確保について■個人情報■メンタルヘルス■不審者対応■報道対応■体罰■台風等に伴う警報発令時対応■次世代育成支援対策
9	●服務規律の確保について■個人情報■食中毒等対応■体罰■接遇
10	●服務規律の確保について■個人情報■ごみ減量化■感染症対策■セクシャルハラスメント
11	●服務規律の確保について■個人情報■コンピュータ関係■体罰
12	●服務規律の確保について■情報公開■個人情報■体罰■感染症対策
1	●服務規律の確保について■個人情報■メンタルヘルス■セクシャルハラスメント■接遇
2	●服務規律の確保について■情報公開■著作権■セクシャルハラスメント■不審者対応
3	●服務規律の確保について■個人情報■セクシャルハラスメント■学校諸費会計■教職員の選挙運動等の制限について

不祥事防止委員会運営規定

福山市立道上小学校

(目的)

第1条 この規定は、職員の不祥事を許さず、教育公務員としての使命と自覚を高め、児童の教育に全力を尽くす組織風土と文化を確立し、学校総体として不祥事を防止することを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止委員会の構成員は、校長が指名した次の者をもって構成する。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止委員会は、毎月1回定期的に開催する。

(協議内容)

第4条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する。

- ・ 不祥事防止に関する年間研修計画の作成
- ・ 職員の不祥事防止に関する日常定期的な啓発
- ・ 職員相互の意見交流
- ・ その他目的を達成するための取り組み

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会運営などに必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は、2010年（平成22年）4月1日より実施する。